

令和6年4月1日

## 一般競争入札において入札参加者が1者の場合の取扱いの変更について（通知）

このことについて、円滑かつ適正な執行を図るため、建設工事の一般競争入札において、入札参加者が1者の場合、下記のとおり取り扱うものとします。

なお、平成22年6月1日より運用していた通知につきましては廃止します。

### 記

#### 1 入札参加資格要件に伴う取扱い

市が発注する建設工事に伴う一般競争入札については、原則入札参加者が1者のみの場合は、入札を取り止めるものとする。ただし、入札参加資格要件(特定JVの入札参加資格要件も含む。)において、応札可能業者の対象範囲を国内とした場合、入札参加者が1者の場合でも入札を有効として取り扱うことができるものとする。

#### 2 入札を取り止める時期

- (1) 競争参加資格確認申請書の提出期限において、1者しか申し込みがなかった場合は、1者申込を確認した時点
- (2) 紙入札及び電子メール入札の場合で競争参加資格確認後（総合評価方式の技術資料審査時含む）、1者申込となった場合は、競争参加資格確認通知書を送付する時点
- (3) 競争参加資格確認申請書の提出期限において、2者以上の申込があったものの、入札申込辞退や事後審査などで入札者の入札が無効となったことにより入札者が1者となった場合は、入札参加者が1者であると確認した時点

#### 3 入札を取り止めた案件の再公告

入札を取り止めた案件を再公告する場合は、原則、競争参加資格の見直しを行うものとし、公告文には、「入札参加者が1者のみの場合は、入札を取り止める」旨の明記はしないものとする。  
(再公告案件については、1者入札を有効とする)

#### 4. 適用日

令和6年4月1日以降に行う公告案件から適用する。